

三次市教育委員会告示第 号

明日の三次教育創造懇話会設置要綱を次のように定める。

平成25年 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

明日の三次教育創造懇話会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会は、「みよし教育ビジョン～三次『夢人』育て～」(平成24年3月制定。以下「教育ビジョン」という。)を具現化するため、明日の三次教育創造懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育ビジョンに基づいた三次の教育推進に関する提言を行うこと。
- (2) その他、教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、教育に関する識見を有し、本市教育に対する高い関心を有する者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、任命又は委嘱した日から起算して当該年度の終了する日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償費)

第4条 委員が懇話会の会議に出席した時は、三次市報償費支払基準に基づき報償費を支給する。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。